第百十九条第十五項中「事業所内保育施設設置・運営等助成金（対象託児施設）」を「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（対象保育施設）」に、「育児・介護雇用安定等助成金」を「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」に改め、同条第二十一項中「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金対象保育施設」に改め、同条第二十二項を次のように改める。

22　子育て期短時間勤務支援助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）第十三条第一項第三号に該当する事業主に係るものに限る。第二十八項において同じ。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、子育て期短時間勤務支援助成金は支給しないものとする。

第百十九条第二十三項中「事業所内保育施設設置・運営等助成金（対象託児施設）」を「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（対象保育施設）」に、「事業所内保育施設設置・運営等助成金は」を「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金は」に改め、同条第二十四項を削り、同条第二十五項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十八項中「（平成五年労働省令第三十四号）」を削り、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28　均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、子育て期短時間勤務支援助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、均衡待遇・正社員化推進奨励金は支給しないものとする。

第百十九条第三十九項中「事業所内保育施設設置・運営等助成金」を「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」に改める。

第百二十条及び第百二十条の二中「第百十六条、第百十七条第二項」を「第百十六条第二項及び第三項、第百十七条」に、「育児・介護雇用安定等助成金、事業所内保育施設設置・運営等助成金」を「両立支援助成金、中小企業両立支援助成金」に改める。

第百三十八条第三号中「育児・介護雇用安定等助成金」を「中小企業両立支援助成金」に、「をいう」を「に限る」に改める。

第百三十九条の見出しを「（中小企業両立支援助成金）」に改め、同条第一項を次のように改める。

中小企業両立支援助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体に対し、第二号又は第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のイ又はロに定める事業主又は事業主団体

イ　次の(1)から(3)までのいずれにも該当する事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主に限る。）又は事業主団体（主として常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主により構成されるものに限る。）

(1)　育児休業者職場復帰プログラムに関する計画を作成した事業主又は事業主団体であること。

(2)　育児休業をした期間が三箇月以上である被保険者（被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が三箇月以上である被保険者）に対して、(1)の計画に基づく措置として育児休業者職場復帰プログラムを実施した事業主又は事業主団体であること。

(3)　(2)の被保険者を当該育児休業の終了後引き続き一箇月以上雇用した事業主又はその構成員である事業主が(2)の被保険者を当該育児休業の終了後引き続き一箇月以上雇用した事業主団体であること。

(4)　育児休業者職場復帰プログラムの実施の状況を明らかにする書類を整備しているものであつて、中小企業両立支援助成金（育児休業者職場復帰プログラムに係るものに限る。）の支給の対象となる最初の被保険者が生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの。

ロ　次の(1)から(3)までのいずれにも該当する事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主に限る。）又は事業主団体（主として常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主により構成されるものに限る。）

(1)　介護休業者職場復帰プログラムに関する計画を作成した事業主又は事業主団体であること。

(2)　介護休業をした期間が一箇月以上である被保険者に対して、(1)の計画に基づく措置として介護休業者職場復帰プログラムを実施した事業主又は事業主団体であること。

(3)　(2)の被保険者を当該介護休業の終了後引き続き一箇月以上雇用した事業主又はその構成員である事業主が(2)の被保険者を当該介護休業の終了後引き続き一箇月以上雇用した事業主団体であること。

(4)　介護休業者職場復帰プログラムの実施の状況を明らかにする書類を整備しているものであつて、中小企業両立支援助成金（介護休業者職場復帰プログラムに係るものに限る。）の支給の対象となる最初の被保険者が生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの。

二　事業主又は事業主団体が実施する育児休業者職場復帰プログラムに係る被保険者ごとに、次のイからニまでに掲げる措置（一の年度において二十人までになされたものに限る。）の区分に応じて、それぞれ当該イからニまでに定める額の合計額（当該合計額が二十一万円を超えるときは、二十一万円）

イ　育児休業に係る被保険者ごとの育児休業者職場復帰プログラムと併せて当該被保険者の復帰に資する情報の提供を行う場合においては、一万三千円（育児休業者職場復帰プログラムと併せて当該被保険者の復帰に資する情報の提供を行う場合においては、二万円）

ロ　次項第一号に規定する措置　九千円に措置を実施した期間の月数（当該月数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額

ハ　次項第二号に規定する措置　四千円に措置を実施した期間の月数（当該月数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額

ニ　次項第三号又は第四号に規定する措置　五千円に措置を実施した期間の月数（当該月数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額

三　事業主又は事業主団体が実施する介護休業者職場復帰プログラムに係る被保険者ごとに、次のイからニまでに掲げる措置（一の年度において二十人までになされたものに限る。）の区分に応じて、それぞれ当該イからニまでに定める額の合計額（当該合計額が二十一万円を超えるときは、二十一万円）

イ　介護休業に係る被保険者ごとの介護休業者職場復帰プログラムの実施に関する計画の作成　一万三千円（介護休業者職場復帰プログラムと併せて当該被保険者の復帰に資する情報の提供を行う場合においては、二万円）

ロ　第三項第一号に規定する措置　九千円に措置を実施した期間の月数（当該月数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額

ハ　第三項第二号に規定する措置　四千円に措置を実施した期間の月数（当該月数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額

ニ　第三項第三号又は第四号に規定する措置　五千円に措置を実施した期間の月数（当該月数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額

第百三十九条の四中「第百三十九条第二項及び第四項」を「第百三十九条第一項」に、「育児・介護雇用安定等助成金」を「中小企業両立支援助成金」に改める。

附則第十七条の三の見出し及び第一項中「育児・介護雇用安定等助成金」を「中小企業両立支援助成金」に改め、「第百十六条及び」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「育児・介護雇用安定等助成金（第百十六条第二号」を「中小企業両立支援助成金（第百十七条第一号」に改め、「及び同条第三号の短時間勤務制度の実施についての助成」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「育児・介護雇用安定等助成金」を「中小企業両立支援助成金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。